（う）

ウリアデック錠20mg	20mg1錠		20.60
ウリアデック錠40mg	40mg1錠		38.90
ウリアデック錠60mg	60mg1錠		56.40

（と）

フペロリック錠20mg	20mg1錠		20.60
フペロリック錠40mg	40mg1錠		38.90
フペロリック錠60mg	60mg1錠		56.40

（る）

ルナベル配合錠ＵＬＤ	1錠		327.90

注　射　薬

品名	規格	単位	薬価
			円

（あ）

アセリオ静注液1000mg	1,000mg100mL	1瓶	332

（お）

オレンシア皮下注125mgシリンジ1mL	125mg1mL	1筒	27,171

（は）

パージョタ点滴静注420mg／14mL	420mg14mL	1瓶	231,866

（ほ）

ボンビバ静注1mgシリンジ	1mg1mL	1筒	4,918

（り）

リキスミア皮下注300μg	300μg3mL	1キット	6,972

外　用　薬

品名	規格	単位	薬価
			円

（ひ）

ビソノテープ4mg	4mg	1枚	89.30
ビソノテープ8mg	8mg	1枚	123.00

○厚生労働省告示第三百七十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号ヘの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

第十第二号中「及びメトレレプチン製剤」を「、メトレレプチン製剤及びアバタセプト製剤」に改める。

第十第二号(一)ハ中「及びスタリビルド配合錠」を「、スタリビルド配合錠、イルトラ配合錠ＨＤ、イルトラ配合錠ＬＤ及びルナベル配合錠ＵＬＤ（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第三百七十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第九中「メトレレプチン製剤」を「アバタセプト製剤」に改める。

○厚生労働省告示第三百七十八号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

表の1379から1406までの項中

5あり	トラスツズマブ

を

5あり	トラスツズマブ

に改める。

○厚生労働省告示第三百七十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。

53	アダリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年5月16日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060185xx01x0xx
		060185xx97x0xx
		060185xx97x1xx
		060185xx99x0xx
		060185xx99x1xx
		060185xx99x3xx
54	ベバシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年6月14日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	010010xx01x4xx
		010010xx01x5xx
		010010xx01x7xx
		010010xx01x8xx
		010010xx97x4xx
		010010xx97x5xx
		010010xx97x7xx
		010010xx9904xx
		010010xx99050x
		010010xx9907xx
55	アミノレブリン酸塩酸塩（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010010xx01x00x
56	ペルツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx01x5xx
		090010xx99x5xx